

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期の延長	
担当部局	総務省消防庁予防課危険物保安室	電話番号: 03-5253-7524
評価実施時期	平成22年12月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 一定の要件を満たす特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査の時期について、当該タンクの安全性の程度に応じてその時期を延長することを可能にする。</p> <p>【内容】 特定屋外タンク貯蔵所のうち、新法タンク(昭和52年の危険物の規制に関する政令の改正(昭和52年政令第10号)後に設置に係る許可の申請がなされたもの。)及び第一段階基準タンク(昭和52年の危険物の規制に関する政令の改正前に設置に係る許可を受け、又は当該申請がなされたタンクのうち、第一段階基準に適合し、その所有者等が市町村長等にその旨の届出をしたもの。)について、連続板厚測定法を用いて液体危険物タンクの底部の板の厚さ及びその1年当たりの減少量を測定したもののうち、当該減少量が一定の基準を満たし、かつ、保安のための措置を講じているものに係る保安検査の時期について、当該板の厚さ及びその減少量を用いて算出される8年以上15年以内の期間とすることを可能とする。</p> <p>【必要性】 特定屋外タンク貯蔵所のうち、容量1万キロリットル以上のものの所有者等は、一定の時期ごとに市町村長等による保安検査を受けなければならないとされ、その期間については、危険物の規制に関する政令第8条の4第2項において8年(保安のための措置が講じられている場合は10年又は13年)と定められている。</p> <p>消防庁では平成22年4月から「屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期に係る調査検討会」(座長:亀井浅道 元横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター特任教授)を開催し、屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期のあり方について検討し、平成22年10月に中間報告書が取りまとめられた。</p> <p>同中間報告書では、液体危険物タンク(液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク)の底部の板の厚さ及びその1年当たりの減少量を特殊の方法(連続板厚測定法)を用いて測定した特定屋外タンク貯蔵所のうち、当該減少量が一定の基準を満たし、かつ、保安のための措置を講じているものに係る保安検査の時期について、当該板の厚さ及びその減少量を用いて算出される8年以上15年以内の期間とすることを可能とすることが適当であるとされた。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法(昭和23年法律第186号)第14条の3、第36条の4 ・危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第8条の4 ・危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第62条の2の2、第62条の2の3
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	<p>今回新たに設ける制度を適用する場合の遵守費用は、①保安検査に係る費用(現行と同じ)と、②今回新設した制度を適用するために要する費用を合わせたものとなる。</p> <p>①保安検査にかかる費用は、1回当たり約1.8億円(定点測定法の費用約270万円を含む)(保安検査のための開放の間に当該タンクの貯蔵物を貯蔵するためのタンクを確保する費用を計上すると約3.5億円)である。</p> <p>②今回新たに設ける制度を適用するためにかかる費用は、①の保安検査費用の他に、連続板厚測定法による測定費用(1回当たり約1,100万円(定点測定法の費用約270万円が不要になるので追加費用は約830万円))とコーティングを講じるための費用(保安検査1回当たり約6,500万円)であり、保安検査1回当たり約7,330万円である。</p>	
(行政費用)	保安検査を行う市町村長等に保安検査に係る費用が発生する。(現行と同じ)※なお、この費用は、各地方公共団体の条例に定めるところにより危険物施設の所有者等から手数料として徴収する。	
(その他の社会的費用)	特段発生しない。	

規制の便益	<p>便益の要素</p> <p>今回新たに設ける制度及び既存の個別延長を適用せずに保安検査の基本の期間(8年)を適用する場合にかかる費用は、1年当たり約2,250万円(保安検査の間に当該タンクの貯蔵物を貯蔵するためのタンクを確保する費用を計上すると約4,375万円)である。</p> <p>今回新たに設ける制度を適用し、保安検査の期間が15年に延長された場合、保安検査に係る費用は1年当たり約1,689万円(同約2,822万円)であり、保安検査の基本の期間(8年)を適用する場合と比較してタンク1基につき1年当たり約561万円の費用の削減が可能となる(同約1,553万円)。</p> <p>また、保安検査の頻度が減ることから、保安検査の際の市町村長等への手数料も軽減される。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>今回新たに設ける制度を適用した場合、現行制度では最長13年の保安検査の期間を15年とすることが可能となるため、保安検査に係る費用を抑えることができる。</p> <p>一方、保安検査の期間は、安全性を十分に確保したうえで延長する必要があることから、本制度では、連続板厚測定法を用いて測定することと、科学的知見から得られたタンクの安全性を担保するために最低限必要な「保安のための措置」を講じることを条件とすることにより、安全性を十分に確保している。なお、安全性を十分に確保せずに保安検査の期間を延長すると、腐食等によりタンクの板や溶接部分が破損して貯蔵物が漏れ、環境汚染や火災等が引き起こされる可能性があり、この場合に生じる被害は甚大である(昭和49年に発生した岡山県倉敷市水島の事故では、破損したタンクから漏れた重油によって瀬戸内海の3分の1が汚染され、約500億円の損害が生じたとされる。)</p> <p>以上のことから、今回の改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。</p>
有識者の見解その他関連事項	<p>「屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期に係る調査検討会中間報告書」(平成22年10月。「屋外タンク貯蔵所の保安検査の周期に係る調査検討会」(座長: 亀井 浅道 元横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター特任教授))</p>
レビューを行う時期又は条件	<p>今後の科学の進展による新たな技術及び知見を踏まえつつ、必要があると認められるときは、レビューを行うものとする。</p>
備考	